

○世田谷区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱

平成20年5月26日20世子家第2号

注 平成22年4月の改正から改正経緯を付した。

改正

平成22年4月1日22世子家第179号

平成23年5月18日23世子家第265号

平成24年6月1日24世子育第230号

平成24年7月2日24世子育第493号

平成25年6月24日25世子育第188号

平成25年9月5日25世子育第829号

平成26年6月5日26世子育第348号

平成27年3月25日26世子育第1877号

平成27年9月24日27世子育第899号

平成28年3月31日27世子育第1723号

平成28年6月28日28世子育第668号

平成29年8月1日29世子育第552号

平成30年8月23日30世子育第514号

平成30年12月28日30世子育第1062号

令和元年9月30日31世子育第1006号

世田谷区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者（以下「保護者」という。）に対して交付する入園料補助金、保育料補助金、その他の納付金補助金、預かり保育料補助金及び副食費補助金（以下「補助金」という。）について、世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定め、当該保護者の負担を軽減し、幼稚園教育の振興及び充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園で、私立学校であるものをいう。ただし、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）

に基づき施設型給付費の支給を受けている幼稚園を除く。

- (2) 幼稚園類似の幼児施設 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱（東京都要綱58総学一第138号）第2条の基準に基づき、東京都知事が認定した施設をいう。
- (3) 私立特別支援学校 学校教育法第1条に規定する特別支援学校で、私立学校であるものをいう。
- (4) 私立幼稚園等 私立幼稚園、幼稚園類似の幼児施設及び私立特別支援学校の幼稚部をいう。
- (5) 区市町村民税 地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に規定する市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定により課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。）をいう。
- (6) 所得割 地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。
- (7) 園則 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第3条第4号の学則に該当するもの（幼稚園類似の幼児施設にあつては、これに準じる規程）をいう。
- (8) その他の納付金 私立幼稚園等の園則により全ての保護者が毎年納付することを義務付けられている金銭であつて、保育料又は実費負担に該当するもの以外のものをいう。
- (9) ひとり親世帯等 保護者が次に掲げる者（ウからキまでに掲げるものにあつては、在宅者に限る。以下この号において同じ。）のいずれかに該当する場合の当該保護者の属する世帯又は保護者と同一の世帯に属する者が次に掲げる者のいずれかに該当する場合の当該世帯をいう。
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
 - イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
 - ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者
 - エ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定による療育手帳の交付を受けた者
 - オ 精神保健及び精神障害者に係る法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
 - キ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

ク その他区長が要保護者に準じる程度に困窮していると認める者

(10) 保護者と生計を一にする兄弟等 保護者と生計を一にする者であつて、次に掲げる者のいずれかに該当するものをいう。

ア 保護者が現に監護する未成年者

イ 保護者が監護する未成年者であつた者で成年に達したもの

ウ 保護者又はその配偶者の直系卑属（ア及びイに掲げる者に該当するものを除く。）

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、支援法において使用する用語の例による。

（補助金の交付の要件）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、その他の納付金補助金にあつては、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯又は当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割が非課税である世帯に属する者に限るものとする。

(1) 私立幼稚園等に在籍する幼児（区内に住所を有する者であつて、3歳から小学校就学前までのもの（学校教育法第18条の規定により就学困難と認められたものを含む。）をいう。）又は満3歳児（3歳に達した日から最初の3月31日までにある子どものうち、園則に満3歳児クラスの定めのある私立幼稚園等に通園する者をいう。）（以下「園児」という。）の保護者であること。

(2) 園児と同一世帯に属する者であること。

(3) 入園料、保育料又はその他の納付金（幼稚園類似の幼児施設に在園する幼児については、預かり保育料、副食費を含む。）を負担した者であること。

(4) 補助金に類する他の地方公共団体の助成金等の交付を受けていないこと。

(5) 施設等利用給付認定を受けている子どもの保護者であること。

2 前項第1号の「区内に住所を有する者」とは、入園料補助金にあつては園児が入園した日（4月にあつては同月30日とすることができる）、保育料補助金及びその他の納付金補助金にあつては各月1日（4月にあつては30日）において次の要件のいずれかを満たす者をいう。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により区が備える住民基本台帳に記録されていること。

(2) 外交官の家族の構成員でその世帯に属するものその他の住民票の記載を有しないものにあつては、公的機関が発行する居所を区内に有することを証する証書等が備えられていること。

- 3 納入すべき入園料等について未納の月があるときは、当該未納の月については、補助金を交付しないものとする。ただし、当該未納の月の属する年度内において未納が解消されたときは、補助金を追加交付することができるものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、未申告その他の理由により区市町村民税の所得割の課税額が確定していないときは、保育料補助金は別表の区分第2の3で算定し、その他の納付金補助金、副食費補助金（第3子以降の場合を除く）を交付しないものとする。ただし、年度の末日までに確定したときは、当該年度の初月に遡り保育料補助金の加算分、その他の納付金補助金、副食費補助金を交付することができるものとする。
- 5 里親（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親をいう。）又は区内に存する児童養護施設（同法第41条に規定する児童養護施設をいう。）の長等（園児の保護者に代わる者として区長が相当と認めたものに限る。）（以下「里親等」という。）であって、第1項（第2号を除く。）に定める要件を満たす者は、補助金の交付を受けることができるものとする。
- 6 第1項第4号の規定にかかわらず、入園料補助金に類する他の地方公共団体の助成金等の交付を受けた保護者で当該助成金等の交付を受けた日の属する年度内に園児を別の私立幼稚園等に入園させ、当該私立幼稚園等に係る入園料を納めたものにあつては、入園料補助金の交付を受けることができるものとする。

（補助金の交付額）

第4条 補助金の交付額又はその限度額は、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、里親等に対する補助金の交付額は、別に定めるものとする。

- （1）入園料補助金 園児1人につき90,000円とし、1年度内1回に限り交付することができるものとする。ただし、入園料の額（減額された場合にあつては、減額された後の額）が同項に規定されている額に満たないときは、当該入園料の額を補助金の交付額とする。
- （2）保育料補助金 園児1人につき別表第1に定める額とする。ただし、実際に支払った保育料の額（減額された場合にあつては、減額された後の額）から施設等利用費を差し引いた額が、規定する額に満たないときは、その額を補助金の交付額とする。また、幼稚園類似の幼児施設については、園児1人につき、同表に定める額に月額25,700円を加えた額とする。ただし、実際に支払った保育料の額（減額された場合にあつては、減額された後の額）から25,700円を差し引いた額が、規定する額に満たないときは、その額を補助金の交付額とする。
- （3）その他の納付金補助金 園児1人につき私立幼稚園等に支払うべきその他の納付金の額の年額に相当する額を12で除して得た額又は3,000円のいずれか低い方の額を交付月額とする。た

だし、保護者又は里親等が私立幼稚園等に実際に支払った額を限度額とする。

(4) 預かり保育料補助金 幼稚園類似の幼児施設に在籍する園児1人につき、別表第2に定める額とする。ただし、施設に支払うべき預かり保育の月額利用料に相当する額、又は当該月の利用日数に450円を乗じた額のいずれか低い方の額を支給する。また、在籍する施設の平日の預かり保育の提供時間が教育時間も含めて8時間未満である場合又は年間開所日数が200日未満の場合は、認可外保育施設等の利用料も補助対象に含めるものとする。

(5) 副食費補助金 幼稚園類似の幼児施設に在籍する園児1人につき、別表第3に定める額とする。ただし、施設に支払うべき給食費のうち、副食費に相当する費用又は4,500円のいずれか低い額を支給する。

2 預かり保育料及び副食費にかかる補助の手続きについては、世田谷区私立幼稚園等施設等利用費等の支給に関する要綱（令和元年10月1日31世子育第1012号）の第2条から第6条までの規定を準用する。

3 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

（補助金の交付申請）

第5条 区長は、補助金の交付を受けようとする園児の保護者又は里親等（以下「申請者」という。）に、世田谷区私立幼稚園等保護者補助金交付申請書兼請求書兼口座振替依頼書（第1号様式。以下「申請書」という。）により補助金の交付の申請をさせなければならない。

2 区長は、補助金の交付を受けようとする者に、園児が別表第1、別表第2又は別表第3のそれぞれの左欄に掲げる世帯又は区分に属することを証する書類を申請書に添付させなければならない。ただし、公簿等で確認することができる場合は、この限りでない。

3 区長は、第1項の申請があったときは、園児の在籍する私立幼稚園等の長に、申請時在園証明書（第2号様式）を提出させなければならない。

4 区長は、園児の在籍する私立幼稚園等に住民票上等の住所から園児が通園することに困難を伴うと認めた場合は、通園状況及び理由について世田谷区私立幼稚園等園児保護者補助金申請に係る理由書（第1号様式の別紙1）により明らかにすることを申請者に求めることができる。

5 区長は、前項に規定するもののほか、申請に当たって特別な事情がある旨の申立てがある場合には、世田谷区私立幼稚園等園児保護者補助金申請に係る申立書（第1号様式の別紙2）により明らかにすることを申請者に求めることができる。

（補助金の申請の期限）

第6条 前条第1項の申請の期限は、園児の在籍する学年の始期が属する年の翌年3月初旬の区長

が別に定める日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、特別の事情がある場合に限り、前条第1項の申請の期限を当該月の最終日とすることができるものとする。

(交付の決定及び通知)

第7条 区長は、第5条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容について審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 区長は、補助金の交付を決定したときは、世田谷区私立幼稚園等保護者補助金交付決定通知書(第3号様式)又は世田谷区私立幼稚園等園児保護者補助金交付決定通知書(その他の納付金用)(第3号様式の2)、世田谷区私立幼稚園等保護者補助金交付決定通知書(預かり保育料用、副食費用)(第3号様式の3)により申請者に通知するものとする。

- 3 区長は、補助金の交付をしないことに決定したときは、世田谷区私立幼稚園等保護者補助金不交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第8条 区長は、前条第2項の規定により補助金の交付を決定したときは、同項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「対象保護者」という。)に、次条の規定により当該決定に係る補助金を支払うものとする。

(補助金の交付時期及び方法)

第9条 補助金の交付時期は、次の各号に掲げる補助金の種類に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 入園料補助金 原則として、毎年8月に交付する。ただし、園児の入園が学年の途中であり、かつ、同月の入園料補助金交付手続後であるときには、次号に定める保育料補助金、就園奨励費補助金の交付と同一時期とする。
- (2) 保育料補助金及び就園奨励費補助金 原則として、毎年10月にその年度の4月から8月分までを、翌年3月にその年度の9月から3月分までを、それぞれ在園月数相当額を交付する。
- (3) その他の納付金補助金 原則として、毎年3月下旬以降に交付する。
- (4) 預かり保育補助金 原則として、毎年11月にその年度の4月から8月分までを、翌年6月に前年度の9月から3月分までを、それぞれ該当期間に相当する額を交付する。
- (5) 副食費補助金 原則として、翌年4月下旬以降に交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合における補助金の交付時期は、区長が別に定める。

- (1) 補助金の交付の申請及び請求が、前項に規定する交付に係る手続を開始した後にあった場合
- (2) 第3条第3項ただし書の規定により補助金を追加交付する場合又は第3条第4項ただし書の規定により年度内の該当月に遡り保育料補助金の加算分、その他の納付金補助金又は副食費補助金を交付する場合

3 補助金の交付は、口座振替の方法により行う。

(現況報告)

第10条 区長は、補助金の交付に係る園児の在籍状況について、当該園児が在籍する私立幼稚園等に、退園・転出異動者名簿（第5号様式）により確認を求めるものとする。

(変更の届出等)

第11条 区長は、対象保護者に、当該補助金に係る家族状況等に変更が生じ、又は園児の保護者が区市町村民税の修正申告等をした場合は、速やかに書面により届け出させなければならない。ただし、公帳簿等により確認することができるときその他区長が届出の必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 区長は、前項の規定による届出又は公帳簿等の確認により補助金の交付額を変更したときは、当該対象保護者に世田谷区私立幼稚園等保護者補助金交付変更決定通知書（第6号様式。以下「変更決定通知書」という。）又は世田谷区私立幼稚園等保護者補助金交付変更決定通知書（その他の納付金用）（第6号様式の2）、世田谷区私立幼稚園等保護者補助金交付変更決定通知書（預かり保育料用、副食費用）（第6号様式の3）により変更後の補助金の交付額を通知するものとする。

3 区長は、前項の規定により補助金の交付額を変更した場合において、既に当該変更後の補助金の交付額を超えて交付した補助金があるときは、当該対象保護者に変更決定通知書により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(調査)

第12条 区長は、必要と認めたときは、対象保護者に報告を求め、又は園児が在籍する私立幼稚園等に調査を行うことができる。

(決定の取消し)

第13条 区長は、対象保護者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

- (2) 補助金を当該補助の目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 第3条に規定する補助金の交付の要件を欠いたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件、規則の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかにその内容を対象保護者に世田谷区私立幼稚園等保護者補助金交付決定取消通知書（第7号様式。以下「取消通知書」という。）又は世田谷区私立幼稚園等保護者補助金交付決定取消通知書（その他の納付金用）（第7号様式の2）、世田谷区私立幼稚園等保護者補助金交付決定取消通知書（預かり保育料用、副食費用）（第7号様式の3）により通知しなければならない。

（補助金の返還）

第14条 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、取消通知書により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第15条 区長は、第11条第3項及び前条の規定により補助金の返還を命じたときは、対象保護者にその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じた場合において、対象保護者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第16条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、対象保護者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第17条 第15条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(補助金の一時停止)

第18条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱等に基づき交付された補助金等の返還を命じられた対象保護者が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、子ども・若者部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年5月26日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 世田谷区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱（平成13年4月4日世総発第860号）
 - (2) 世田谷区私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成13年4月1日世総発第905号）
 - (3) 世田谷区幼稚園類似の幼児施設園児就園補助金交付要綱（平成13年4月1日世総発第907号）
 - (4) 世田谷区幼稚園類似の幼児施設園児の保護者に対する補助金交付要綱（平成13年4月1日世総発第908号）
 - (5) 世田谷区私立特別支援学校幼稚部園児就園補助金交付要綱（平成13年4月1日世総発第906号）
- 3 平成30年9月30日において生活保護法に基づく保護を受けていた園児の保護者のうち、平成30年厚生労働省告示第317号による改正後の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）又は次に掲げる通知による改正後の生活保護の実施に関する処理基準により、同年10月1日以後に当該保護の廃止の決定を受け、かつ、区市町村民税を課されていないものの属する世帯は、当分の間、第3条第1項、第5条第2項、別表第1及び別表第2の生活保護法の規定による保護を受けている世帯とみなす。

(1) 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）（平成30年9月4日付厚生労働省発社援0904第3号厚生労働事務次官通知）

(2) 「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）（平成30年9月4日付社援発0904第1号厚生労働省社会・援護局長通知）

(3) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について（通知）（平成30年9月4日付社援保発0904第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

附 則（平成21年4月1日21世子家第47号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日22世子家第179号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月18日23世子家第265号）

この要綱は、平成23年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成24年6月1日24世子育第230号）

この要綱は、平成24年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成24年7月2日24世子育第493号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年6月24日25世子育第188号）

1 この要綱は、平成25年6月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の世田谷区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱の規定に基づき作成された様式用の用紙で現に残存するものは、当分の間使用することができる。

附 則（平成25年9月5日25世子育第829号）

この要綱は、平成25年9月5日から施行し、同年8月1日から適用する。ただし、別表第2については、同年4月1日から適用する。

附 則（平成26年6月5日26世子育第348号）

この要綱は、平成26年6月5日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月25日26世子育第1877号）

この要綱は、平成27年3月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年9月24日27世子育第899号）

この要綱は、平成27年9月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成28年 3 月31日27世子育第1723号）

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成28年 6 月28日28世子育第668号）

この要綱は、平成28年 6 月28日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成29年 8 月 1 日29世子育第552号）

この要綱は、平成29年 8 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成30年 8 月23日30世子育第514号）

この要綱は、平成30年 8 月23日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成30年12月28日30世子育第1062号）

この要綱は、平成30年12月28日から施行し、同年 9 月 1 日から適用する。ただし、附則に 1 項を加える改正規定は、同年10月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 9 月30日31世子育第1006号）

この要綱は、令和元年10月 1 日から施行する。ただし、令和元年 9 月以前の補助金の額の算定における第 1 条、第 2 条及び第 3 条から第 9 条までの規定並びに別表第 1 の規定の適用については、なお従前の例による。

別表第 1 保育料補助金（第 4 条関係）

1 区分第 1

園児の属する世帯の区分	補助限度額（月額）		
	1 人在籍の場合及び同一世帯から 2 人以上在籍している場合の最年長の幼児 (第 1 子)	保護者と生計を一にする兄弟等がいない園児 (第 2 子)	保護者と生計を一にする兄弟等がいる園児 (第 3 子以降)
1 生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び区分 2 のうちひとり親世帯等	13,200円	13,200円	13,200円
2 区市町村民税所得割非課税世帯及び区分 3 のうちひとり親世帯等	10,200円		

3 前2項を除き区市町村民税の所得割の課税額が77,100円以下の世帯	2,800円	8,100円	
-------------------------------------	--------	--------	--

2 区分第2

	補助限度額 (月額)		
	1 人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者	次のいずれかに該当する園児 (1) 同一世帯から2人以上、幼稚園、幼稚園類似の幼児施設、保育所、認定こども園、特別支援学校の幼稚部等に在籍している場合又は特例保育若しくは家庭的保育事業等を利用して在籍している場合の左記以外の幼児 (2) 小学校1年生から3年生又はこれらの学年に相当する年齢の兄又は姉がいる幼児 (第1子)	次のいずれかに該当する園児 (1) 同一世帯から2人以上、幼稚園、幼稚園類似の幼児施設、保育所、認定こども園、特別支援学校の幼稚部等に在籍している場合又は特例保育若しくは家庭的保育事業等を利用して在籍している場合の左記以外の幼児 (2) 小学校1年生から3年生又はこれらの学年に相当する年齢の兄又は姉がいる幼児 (第2子)
園児の属する世帯の区分			
1 区市町村民税の所得割の課税額が211,200円以下の世帯	2,800円	2,800円	12,600円
2 区市町村民税の所得割の課税額が256,300円以下の世帯	2,800円	2,800円	12,000円

3 区市町村民税の所得割の課税額 が256,301円以上の世帯	2,800円	2,800円	7,000円
------------------------------------	--------	--------	--------

備考

- 1 この表において「保育所」とは、認可保育所及び東京都認証保育所をいう。
- 2 この表において「特別支援学校の幼稚部等に在籍している場合」とは、就学前児童が特別支援学校の幼稚部のほか、児童心理治療施設通所部（児童福祉法第43条の2に定める児童心理治療施設のうち、通所により社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行うこと等を目的とした施設をいう。）に通う場合又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用する場合をいう。
- 3 この表において「特例保育」とは、支援法第30条第1項第4号に定める特例保育をいい、「家庭的保育事業等」とは、児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。
- 4 この表において「当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割の課税額」とは、園児と生計を一にしている父母の当該課税額を合算した額をいう。ただし、父母が生活保護法の規定による保護を受けている世帯又は当該年度に納付すべき区市町村民税が非課税である世帯に該当するときで、園児と生計を一にしているそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である者をいう。）がいる場合は、その者の当該課税額をいう。
- 5 前項の「当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割の課税額」を算出するに当たっては、次の各号に定めるところによるほか、地方税法の定めるところにより計算する。ただし、第3号の規定においては、やむを得ない場合は1月1日現在において住所を有していた市町村における算定方法により算出された所得割の課税額に6/8を乗じた額をもって階層区分を判定するものとする。
 - (1) 寡婦又は寡夫とみなす者（地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同

号に該当する所得割の納税義務者をいう。)に係る所得割の課税額の計算方法においては、区長が別に定める。

(2) 地方税法第314条の7の規定による寄附金税額控除、同法第314条の8の規定による外国税額控除及び同法附則第5条の4の2第6項の規定による住宅借入金等特別税額控除は適用しないものとする。

(3) 当該年(1月から3月までにあつては、前年)の1月1日現在において区外に住所を有していた者のうち、世田谷区特別区税条例(昭和39年12月世田谷区条例第74号)第18条第1項に規定する税率と異なる税率の市町村に住所を有していたものの所得割の課税額は、当該年(1月から3月までにあつては、前年)の1月1日現在において区内に住所を有していたものとして計算する。

別表第2 預かり保育料補助金(第4条関係)

区分	補助限度額(月額)
施設等利用給付認定子ども(2号)	11,300円
施設等利用給付認定子ども(3号)	16,300円

別表第3 副食費補助金(第4条関係)

区分	補助限度額(月額)
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	4,500円
区市町村民税所得割非課税世帯	
区市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯	
第3子以降の子ども(第1子・第2子が小学校第3学年修了前)	